

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和6年8月23日

茨城県病院事業管理者 軸屋 智昭

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県病院局経営管理課 電話 029-301-6517
担当 財務グループ 課長補佐 富田 佳之、主任 神賀 利之

2 入札対象工事

- (1) 工事名 茨城県立こども病院地階・1階照明LED改修工事
- (2) 工事場所 水戸市双葉台3丁目3番地の1
- (3) 工事概要 照明撤去、新規機器設置 等
- (4) 工期 契約締結日の翌日から120日間

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。
- (3) 水戸、常陸大宮土木事務所又は常陸太田、高萩工事事務所管内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主たる本店、支店又は営業所等があること。
- (4) 電気工事について、令和5年度及び令和6年度の茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された格付けがA等級であること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を対象工事に配置できること。
 - (ア) 競争参加資格確認申請のあった日において直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。競争参加資格申請に当たっては、健康保険被保険者証その他直接的な雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。
 - (イ) 1級電気施工管理技士又は2級電気施工管理技士の資格を有する等、電気工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者であること。
 - (ウ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者である者にあつては、以下の条件をいずれも満たす場合に限り、配置予定技術者とすることを認める。なお、営業所の専任技術者が本工事の配置予定技術者として申請された場合は、本工事における現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事できることを申請者が証したものとみなす。
 - ・本工事を落札した場合に契約を締結する営業所に属する営業所の専任技術者であること。
 - ・属する営業所が、本工事箇所と同一の市町村（水戸市）内にあること。

- (e) 現在、他工事に配置されている主任技術者にあつては、本契約時に配置できること。
- (f) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
- (7) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から、開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 電気工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (9) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

4 入札説明書の閲覧場所及び閲覧期間

閲覧場所 茨城県病院局経営管理課ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/byoin/byokei/byokei/nyusatsu.html>

閲覧期間 公告の日から令和6年9月27日（金）

5 競争参加資格の確認等

- (1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（様式第2号。以下「資料」という。）及び競争参加資格の裏付資料各1部を持参又は郵送により提出し、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。
 - (ア) 申請書等の受付日時・場所
 - ・ 令和6年9月9日（月）16時まで（ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）
（郵送による受領期限は 令和6年9月6日（金）16時まで（簡易書留郵便に限る。））
 - ・ 提出先 1の担当部局
 - (イ) 申請書、資料の作成説明会
実施しない。
 - (ウ) 申請書、資料のヒアリング
実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。
 - (エ) 競争参加資格の確認は、請書の提出期限日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書（様式第3号）により、通知する。

(ウ) 競争参加資格の裏付資料として、下記のを提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

- ・入札に参加しようとする者の施工実績が確認できる資料
- ・配置予定技術者の資格認定証明書の写し
- ・配置予定技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し（監理技術者又は特例監理技術者として配置しようとする場合のみ）
- ・配置予定技術者の施工経験が確認できる資料
- ・入札に参加しようとする者と配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し）

＊健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

- ・最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第 27 条の 27 第 1 項及び第 27 条の 29 第 1 項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第 25 号の 15））の写し

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第 27 条の 25 第 1 項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第 25 号の 13））の写し

なお、既に経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値の請求をした者であつて、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が送達されていないものにあつては、経営事項審査完了票の写しとし、経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求しないものであつて最新の経営規模等評価結果通知書が送達されていないものにあつては、経営規模等評価完了票及び経営状況分析結果通知書の写しとする。（経営事項審査完了票又は経営規模等評価完了票等の写しの提出で替えることができるのは、茨城県知事許可業者のみ。）

- (2) 当該競争参加資格がないと認められた者には、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日から 3 日以内に茨城県病院事業管理者に書面により行わなければならない。
- (3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

6 設計図書の閲覧場所及び閲覧期間

上記 4 に同じ

7 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和 6 年 9 月 30 日（月）14 時 00 分から
- (2) 場所 1 の担当部局

8 入札方法等

- (1) 入札書は、郵送（簡易書留郵便に限る。）するものとし、持参又は電子メールによる入札は認めない。また、入札書余白に「くじ番号（任意の 3 桁の数字）」を記入して提出すること。くじ番号の記載がない場合、くじ番号は「000」とみなす。

(ア) 入札書の受領期限

受領期限 令和6年9月27日（金）16時必着

- (イ) 提出先 1の担当部局
- (ウ) 提出書類 入札書（様式第5号）、工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）、競争参加資格確認通知書の写し、代理人が郵送する場合は委任状
- (2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の記入ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (7) 入札執行回数は、2回とする。初度の入札において予定価格の制限に達して価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。再度入札を行う場合は、改めて入札執行の日時を指定し、再度入札への参加が可能な者に初度の入札において最低価格となった入札価格と再度入札のための入札書の受領期限を通知する。再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は定められた期限までに入札書を提出すること。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札への参加を認めない。

 - (ア) 初度の入札に参加しなかった者
 - (イ) 初度の入札を無効とされた者
 - (ウ) 最低制限価格を設けた入札において、初度の入札価格が最低制限価格を下回った者
- (8) 再度入札においても、予定価格に達した価格の入札がないときは、参加者のうちで最低価格の入札者を随意契約の相手方として、予定価格の制限内で見積合わせを行うものとする。見積合わせを行う場合は、改めて見積合わせ執行の日時を指定し、参加者のうちで最低価格の入札者に見積書の受領期限を通知する。この場合に見積書を提出しようとする意思のある参加者または代理人は定められた期限までに1の担当部局へ見積書を提出すること。
- (9) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、次の最低の価格を入札した者を落札者とする。
- (10) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、入札書のくじ番号と、茨城県建設工事等電子入札システムにおける電子くじ判定の計算式を基に、落札者を決定する。なお、入札書提出日時は、簡易書留郵便の到着時点とする。入札書提出日時が同じ場合には、簡易書留郵便

の引受時点を比較して早い者を、入札書が先に到達したものとみなす。

9 予定価格

事前公表しない。

10 最低制限価格

設定しない。

11 入札保証金

免除する。

12 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

13 請負契約書の要否

要

14 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について不正の行為があった場合

(イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

(ウ) 記名のない場合

(エ) 指定の日時までには到達しない場合

(オ) 入札書を2通以上提出した場合

(カ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

(キ) 委任状を提出しない代理人が入札をした場合

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において3に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 開札日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。

(5) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

15 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

16 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生計画の認可の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も、5により申請書及び資料を提出することができる。ただし、入札を執行する前日までに一般競争入札参加資格の認定を受け、3の競争参加資格を満たしていなければならない。

17 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはしない。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。